



# 島根県報

平成28年6月24日（金）

## 第2,812号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

**【告 示】**

県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	2
兼用工作物管理協定の成立	（河 川 課）	2

**【正 誤】**

平成13年8月3日付け島根県報第1,288号中	（中 小 企 業 課）	3
平成13年10月9日付け島根県報第1,307号中	（        ”        ）	4
平成14年12月6日付け島根県報第1,426号中	（        ”        ）	5

**告 示****島根県告示第469号**

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成28年 6 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
大邑地区農道事業（県営広域営農団地農道整備事業）	平成28年 5 月30日

**島根県告示第470号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定によりダムと道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、島根県浜田県土整備事務所及び島根県浜田河川総合開発事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 6 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 河川の名称

二級河川浜田川水系浜田川

## 2 河川管理施設の名称又は種類

第二浜田ダム（本体ダム）の天端道路

## 3 河川管理施設の位置

浜田市三階町1903-2地先から浜田市河内町3195-1地先まで

## 4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 島根県浜田県土整備事務所長

浜田市片庭町254

## 5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

## 6 管理の期間

平成28年 6 月27日から道路の存続する日まで

**正 誤**

平成13年 8 月 3 日付け島根県報第1,288号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

九	ページ
下	段
始めから七	行
ロック開発株式会社 代表取締役 松尾茂和 東京都台東区上野七丁目一四番四号	誤
ダイヤモンドリース株式会社 代表取締役 平井康之 東京都千代田区丸の内三丁目三番一号 センチュリー・リーディング・システム株式会社 代表取締役 濱本光雄 東京都港区浜松町二丁目四番一号 協同リース株式会社 代表取締役 柳井邦宏 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番一七号	正

平成13年10月 9 日付け島根県報第1,307号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

五	ページ
上	段
始めから十二	行
目一四番四号 ロック開発株式会社	誤
代表取締役松尾茂和 東京都台東区上野七丁	
ダイヤモンドリース株式会社 代表取締役 平井康之 東京都千代田区丸の内三丁目三番一号 センチュリー・リーディング・システム株式会社 代表取締役 濱本光雄 東京都港区浜松町二丁目四番一号 協同リース株式会社 代表取締役 柳井邦宏 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番一七号	正

平成14年12月 6 日付け島根県報第1,426号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

四	ページ
下	段
終わりから一	行
丁目一四番四号 ロック開発株式会社 代表取締役 松尾茂和 東京都台東区上野七	誤
駿河台二丁目九番一七号 協同リース株式会社 代表取締役 柳井邦宏 光雄 東京都港区浜松町二丁目四番一号 センチュリー・リーディング・システム株式会社 代表取締役 濱本 田区丸の内三丁目三番一号 ダイヤモンドリース株式会社 代表取締役 平井康之 東京都千代	正